

# 高知大学農林海洋科学部規則

〔平成28年3月9日〕  
規則第97号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 高知大学農林海洋科学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本学部は、幅広い教養及び農学・海洋科学分野に関連する自然科学や社会科学についての専門知識を統合的に教育することを目的とする。山から海までの広範なフィールドにおける実践学習を展開し、人と環境が調和のとれた共生関係を保ちながら持続可能な社会の構築を志向する人材を育成する。

## 第2章 学科

### (学科)

第3条 本学部に次の学科を置き、各学科の目的については、当該各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 農林資源環境科学科

農業及び林業並びにそれらを取りまく生産環境、さらには、人と自然環境との共生に関わる広い基礎知識と深い専門知識を身につけ、農学関連分野に関わる諸課題を自律的に解決できる能力を備えながら、地域社会及び国際社会の健全な振興に貢献できる人材を育成する。

#### (2) 農芸化学科

動物・植物・微生物の生命現象、生物が生産する物質、食と健康、多様な生態系等について、化学的な思考や手法等に基づいて深く探究できる技術者・研究者を育成する。

#### (3) 海洋資源科学科

海洋資源の有効活用による持続的社会的創造を志し、俯瞰的に問題を分析し実際に行動し解決できる能力を有するとともに海洋生物生産学、海底資源環境学及び海洋生命科学の各教育コースの専門的な知識を併せ持った海洋資源管理に長けた実践力のある海洋専門人材を育成する。

### 第3章 入学

#### (入学志願手続)

第3条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の願書を提出しなければならない。

#### (選考方法)

第4条 入学者の選考方法は、教授会で定める。

#### (入学者の決定)

第5条 入学者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

### 第4章 授業

#### (授業科目及び単位数)

第6条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

#### (履修科目)

第7条 学生は、学期の初めに履修する科目を定め、履修登録をしなければならない。

2 履修登録できる単位数の上限を定める。その取扱いについては、別に定める。

#### 第5章 単位の認定及び成績の評価

#### (単位の認定)

第8条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、担当教員が判定し、単位を与える。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

#### (出席日数)

第9条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単位認定を受けることができない。

#### (成績の評価)

第10条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

### 第6章 卒業

#### (卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するためには、4年以上在学し、高知大学農林海洋科学部履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

#### (早期卒業)

第12条 前条の規定にかかわらず、3年以上在学し、卒業に必要な科目の単位を優秀な成

績をもって修得したと認められる者は、教授会の議を経て卒業を許可することがある。  
その取扱いについては、別に定める。

(他の大学等の在学年数及び単位の通算)

第 13 条 卒業に必要な在学年数及び単位には、他の大学等における在学年数及び履修した  
科目の単位数を教授会の議を経て、通算することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第 14 条 学則第 49 条又は第 50 条に該当する学生があるときは、教授会の議を経て許可す  
ることがある。

(卒業者の決定)

第 15 条 卒業者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 16 条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

#### 第 7 章 編入学、転入学、転学、転学部等

(編入学)

第 17 条 本学部に編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可することがあ  
る。

(転入学、本学部への転学部)

第 18 条 他大学又は他学部の学生で、本学部に転入学又は転学部を志願する者があるとき  
は、教授会の議を経て許可することがある。

(転学科、転コース)

第 19 条 本学部において、他学科又は他コースに転じようとする場合は、前条の規定に準  
ずる。

(転学、他学部への転学部)

第 20 条 本学部の学生で、他大学又は他学部に転ずることを志願する者があるときは、教  
授会の議を経て許可することがある。

(転じる時期)

第 21 条 第 17 条から前条までの規定により転じる時期は、学年の初め 1 回とする。

#### 第 8 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生)

第 22 条 本学部の研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として入学を願い出る者がある

ときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生等の取扱いその他については、別に定める。

第9章 雑則

(学部長への委任)

第23条 前章までの規定に定めるもののほか、本学部の教育に関する事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。